

茨城県植物園等魅力向上対策基本設計業務委託の公募に係る説明書

令和6年1月29日に公告した茨城県植物園等魅力向上対策基本設計業務委託に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結に当たり必要な手続等については、関係法令によるほかこの説明書によるものとする。

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

茨城県植物園等魅力向上対策基本設計業務委託

(2) 委託業務の目的

茨城県植物園及び茨城県民の森（以下、植物園等）は、県民が自然に親しみつつ休養し、自然に関して学習する場として設置した自然観察施設であるが、整備後40年以上が経過し、今後増大が見込まれる施設の老朽化に伴う施設運営経費を県が負担し続けることは困難であることから、民間アイデアを活用し、新たなコンセプトを導入することにより、当該施設を魅力溢れるものに一新し、利用者の増加を図り、より持続可能な運営ができる施設へと転換する必要がある。

そこで、民間の創意工夫や経営力を取り入れ、植物園等の魅力を向上させる付加価値をつけるため、「茨城県植物園等施設整備基本計画」（以下、基本計画）を策定したところである。

本業務では、基本計画の基本コンセプトである「緑に遊び、緑に包まれて眠る、日本初の泊まれる体験型植物園」を具体化し、植物園等に県内外から集客が実現できる魅力的な施設への再生に向けて必要となる、園内の総合プロデュース、空間デザイン、ロゴやサインデザイン及び新設や改修する施設の基本設計を業務委託するものである。

(3) 委託業務の内容

別添「茨城県植物園等魅力向上対策基本設計業務委託仕様書及び特記仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和6年3月28日(木)まで

なお、本契約に係る予算の繰越手続きが認められた場合には、別途協議により履行期間を変更する予定である。

(5) 提案上限額

87,890,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募への参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下のすべての要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び第2項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第474号）に基づき、建築関係建設コンサルタント業務の参加資格の認定を受けているものであること。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が建築関係建設コンサルタント業務の参加資格の再認定をした者を除く）。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号の規定に該当する者でないこと。
- (5) 茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 複数の事業者で構成する共同企業体（以下、「JV」という。）についても参加可能とするが、その場合は各構成員が上記（1）～（5）を満たすこと。

3 配置予定技術者に対する要件

下記の条件を満たす管理技術者・照査技術者各 1 名を当該業務に配置すること。

なお、各技術者は参加表明者と正規雇用関係にあること。（本プロポーザルの公告日において連続して 3 か月以上の雇用関係にあること。）

(1) 管理技術者

技術士（総合技術管理部門）（業務に該当する選択科目又は業務に該当する部門）又は、これと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）又は APEC エンジニアの資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）な者。

(2) 照査技術者

照査技術者は、技術士（総合技術管理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいは RCCM 又は APEC エンジニアの資格保有者である者。

4 企画提案の手続き

本プロポーザルに参加しようとするものは、次に掲げる提出物に必要な事項を記入し提出すること。

(1) 提出物

ア 企画提案提出書（様式第 1 号）

（添付書類）

①会社概要（様式自由） 1 部

②企画提案書・業務実施方針（様式自由） 6 部

※基本計画の基本コンセプトである「緑に遊び、緑に包まれて眠る、日本初の泊まれる体験型植物園」を具体化するための手法と、施設全体の維持管理費の縮減という視点を踏まえた提案

※提出者を特定することができる内容（具体的な社名等）を記載しないこと。

③業務実績書（様式自由） 1 部

④業務執行体制調書（様式第 2 号） 1 部

⑦業務費用見積（様式自由） 1 部

- ⑧その他の参考事項 (任意提出) 1部
- イ 資格要件に関する申立書 (様式第3号) 1部

※本プロポーザルは「茨城県植物園等魅力向上対策基本設計業務委託」に対する取組方法等について提案を求めるものであり、委託業務の具体的な内容や成果品の一部の作成・提出を求めるものではない。

- (2) 提出期限 令和6年2月20日(火)午後1時まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送による送付(送付記録が残るもの)に限る。
- (4) 提出先 茨城県農林水産部林政課森づくり推進室 (塚原、丹羽)
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
TEL 029-301-4021 FAX 029-301-4039
Email rinsei3@pref.ibaraki.lg.jp

5 業務委託者の選定

(1) 選定方法

県庁内に設置する審査委員会において、本プロポーザル参加者によるプレゼンテーション及び提出された企画提案書の内容を(2)評価項目に基づき、審査した上で決定する。

プレゼンテーションは、令和6年2月22日(木)から28日(水)までの間に開催する(詳細については後日プロポーザル参加者に連絡する)。

なお、評価結果についての異議申立ては認めない。

(2) 企画提案内容を審査するための評価項目

①本業務に対する理解度	業務の目的、内容について十分に理解しているか。
②業務方針の妥当性	業務方針に具体性が伴っており、説得力を有しているか。
③業務の遂行体制	業務を確実に遂行できる体制が整っているか。
④事業者の信頼性	総合的に信頼がおけるか。
⑤総合評価	企画提案から受ける全体的な印象はどうか。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査委員会終了後に速やかに通知する。

なお、審査の内容については一切公表しない。

(4) 業務委託の方法

茨城県は上記に基づき選定した事業者から再度見積書を徴し、見積金額が茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第146条の規定に基づき作成する予定価格の制限の範囲内であった場合において、茨城県建設コンサルタント業務執行規則(平成8年茨城県規則第19号)に基づき締結する。

なお、採用案を必要に応じ修正する場合がある。

6 質問受付・回答

(1) 質問の提出方法

企画提案提出書の作成に当たり質問がある場合は「茨城県植物園等魅力向上対策基本設計業務に関する質問書(様式第4号)」を作成し、電子メール又はFAXにより茨城県農林水産部林政課森づくり推進室(企画提案の提出先と同じ)に提出するものとする。

(2) 質問の受付期間

令和6年1月30日(火)午前9時から令和6年2月14日(水)午後1時まで

(3) 回答方法

令和6年2月16日(金)までに電子メール又はFAXにより回答する。

7 その他留意事項

(1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 企画提案の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 企画提案に虚偽の記載をした場合は、企画提案を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(4) 提出期限後の提出書類の変更、差替え及び再提出は認めない。

(5) 審査の結果、選定された業者と業務委託契約の仕様等について協議、調整を行い、委託契約を締結する。

(6) 落札者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、茨城県財務規則第138条第2号各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(7) 本業務の前払い条件は、請求により4割以内を支払うことができる。(保証証書の添付を要する。)

(8) 別添「茨城県植物園等施設整備基本計画」を参考にすること。